

平成25年第2回尾鷲市議会定例会会議録

平成25年7月29日(月曜日)

議事日程(第5号)

平成25年7月29日(月)午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第50号 工事請負契約について(宮之上小学校耐震整備に伴う改築工事)
(提案説明、質疑、委員会付託)
- 日程第 3 議案第42号 尾鷲市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 日程第 4 議案第43号 選挙管理委員会及び議会等の要求により出頭した者等の実費弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第44号 尾鷲市立小学校及び中学校設置条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第45号 尾鷲市立幼稚園条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第46号 尾鷲市水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第47号 平成25年度尾鷲市一般会計補正予算(第2号)の議決について
- 日程第 9 議案第48号 職員の給与に関する条例の臨時特例を定める条例の制定について
- 日程第10 議案第50号 工事請負契約について(宮之上小学校耐震整備に伴う改築工事)
(委員長報告、質疑、討論、採決)
- 日程第11 陳情第 5号 尾鷲市民プール運営の継続に対する支援についての陳情の継続審査申し出について

出席議員(13名)

1番 真井紀夫 議員

2番 内山花静 議員

3番 中平隆夫 議員	4番 田中 勲 議員
5番 小川公明 議員	6番 濱中佳芳子 議員
7番 三鬼和昭 議員	8番 南 靖久 議員
9番 榎本隆吉 議員	10番 高村泰徳 議員
11番 奥田尚佳 議員	12番 三鬼孝之 議員
13番 村田幸隆 議員	

欠席議員（0名）

説明のため出席した者

市 長	岩 田 昭 人 君
会計管理者兼出納室長	大 倉 令 資 君
市長公室長	奥 村 英 仁 君
総務課長	大 川 一 文 君
財政課長	上 田 敏 博 君
防災危機管理室長	大 和 勝 浩 君
税務課長	中 森 將 人 君
市民サービス課長	南 進 君
福祉保健課長	下 村 新 吾 君
環境課長	野 田 耕 史 君
商工観光推進課長	佐 野 憲 司 君
魚まち推進課長	内 山 洋 輔 君
木のまち推進課長	小 倉 宏 之 君
建設課長	更 谷 哲 也 君
水道部長	浜 田 一 志 君
尾鷲総合病院事務長	諦 乗 正 君
尾鷲総合病院総務課長	和 田 恭 典 君
尾鷲総合病院医事課長	尾 崎 八 重 子 君
教育委員長	平 山 豊 君
教 育 長	二 村 直 司 君
教育委員会教育総務課長	川 端 直 之 君
教育委員会生涯学習課長	川 口 清 君

教育委員会学校教育担当調整監
監 査 委 員
監 査 委 員 事 務 局 長

五 味 勝 哉 君
桑 原 紘 市 君
湯 浅 富 士 雄 君

議 会 事 務 局 職 員 出 席 者

事 務 局 長
議 事 ・ 調 査 係 長
議 事 ・ 調 査 係 書 記

内 山 雅 善
岩 本 功
松 永 佳 久

〔開議 午前 10 時 00 分〕

議長（高村泰徳議員） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は 13 名であります。よって、会議は成立いたしております。

最初に、議長の報告ですが、お手元に配付の報告書は朗読を省略し、これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第 5 号により取り進めたいと思いますので、よろしく願います。

それでは、日程第 1 「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 87 条の規定により、議長において 12 番、三鬼孝之議員、13 番、村田幸隆議員を指名いたします。

次に、日程第 2、議案第 50 号「工事請負契約について（宮之上小学校耐震整備に伴う改築工事）」を議題といたします。

ただいま議題となりました議案は、朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（岩田昭人君）登壇〕

市長（岩田昭人君） それでは、今回追加議案として提案しております議案第 50 号「工事請負契約について（宮之上小学校耐震整備に伴う改築工事）」につきましては、その予算を平成 24 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 7 号）で御承認いただき、本年度に繰り越しております。

このたび 7 月 25 日に入札を執行し、仮契約をしたところでありますが、今回本契約をするに当たり、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

何とぞよろしく御審議をいただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（高村泰徳議員） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

ただいまのところ質疑の通告はございません。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（高村泰徳議員） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案は、お手元に配付の議案付託表のとおり、会議規則第37条第1項の規定により、所管の常任委員会に付託したいと思いません。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(高村泰徳議員) 御異議なしと認めます。よって、議案は所管の常任委員会に付託することに決しました。

ここで休憩し、ただいま付託されました議案を審査していただくため、第二・第三委員会室において生活文教常任委員会を開催していただきますのでよろしくお願ひ申します。

それでは、暫時休憩いたします。

[休憩 午前10時04分]

[再開 午前10時39分]

議長(高村泰徳議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第3、議案第42号「尾鷲市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について」から日程第10、議案第50号「工事請負契約について(宮之上小学校耐震整備に伴う改築工事)」までの計8議案を一括議題といたします。

ただいま議題となりました8議案につきましては、所管の常任委員会に付託して御審査願っておりますので、その経過並びに結果について各委員長の報告を求めます。

最初に、総務産業常任委員会、三鬼孝之委員長。

[12番(三鬼孝之議員)登壇]

12番(三鬼孝之議員) 私ども総務産業常任委員会へ付託されました議案第43号「選挙管理委員会及び議会等の要求により出頭した者等の実費弁償に関する条例の一部改正について」、議案第46号「尾鷲市水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例の一部改正について」、議案第48号「職員の給与に関する条例の臨時特例を定める条例の制定について」、以上3議案につきまして、委員会における審査の経過並びに結果について御報告をいたします。

去る7月22日午前10時より、市長、水道部長並びに関係課長等の出席を求め、詳細に説明聴取を行い、慎重に審査いたしました結果、付託されました3議案につきましては、いずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しましたので御報告申し上げます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

ます。

議長（高村泰徳議員） 次に、生活文教常任委員会、内山花静委員長。

〔 2 番（内山花静議員）登壇 〕

2 番（内山花静議員） 報告申し上げます。

私ども生活文教常任委員会に付託されました議案第 4 2 号「尾鷲市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について」、議案第 4 4 号「尾鷲市立小学校及び中学校設置条例の一部改正について」、議案第 4 5 号「尾鷲市立幼稚園条例の一部改正について」、議案第 5 0 号「工事請負契約について（宮之上小学校耐震整備に伴う改築工事）」、以上 4 議案につきまして、委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

去る 7 月 2 3 日午前 1 0 時より、市長、教育長並びに関係課長等の出席を求め、詳細に説明聴取を行い、慎重に審査いたしました結果、付託されました議案第 4 2 号、議案第 4 4 号、議案第 4 5 号につきましては、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しましたので御報告いたします。

また、議案第 5 0 号につきましては、本日 1 0 時 8 分より、市長、教育長並びに関係課長等の出席を求め、詳細に説明聴取を行い、慎重に審査いたしました結果、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決しましたので御報告申し上げます。

なお、議案第 4 4 号「尾鷲市立小学校及び中学校設置条例の一部改正について」及び議案第 4 5 号「尾鷲市立幼稚園条例の一部改正について」につきましては、中学校、幼稚園の廃校という内容の条例改正でありましたが、このような趣旨の条例改正については、突然に提出するのではなく、今回は、本定例会に提出されております補正予算におけるコミュニティーセンター費と関連があるものですから、コミュニティーセンターの計画があり、進められていたのであれば、もう少し早い段階で議会へ方向性等を示していただき、協議ができておれば、より建設的な議論ができたのではないかという意見がございましたので、申し添えさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

議長（高村泰徳議員） 次に、予算決算常任委員会、南靖久委員長。

〔 8 番（南靖久議員）登壇 〕

8 番（南靖久議員） 私たち予算決算常任委員会に付託になりました議案第 4 7 号「平成 2 5 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 2 号）の議決について」の 1 議案に

おける委員会の審査の経過並びにその結果について御報告申し上げます。

去る7月24日及び25日の両日、午前10時より、市長、教育長、関係諸課長等の出席を求め、詳細なる説明聴取を行い、慎重に審査した結果、付託されました議案第47号の清掃費にかかわる補正予算の積算根拠が曖昧だと、厳しい委員からの指摘が相次ぎ、委員長の私を除く全委員から予算の修正案が提出されました。

当委員会として、直ちに提出されました予算修正案の提案説明を聴取した後に、まず、予算修正案について採決を行いました。その結果、全会一致をもって予算修正案のとおり可決すべきものと決しました。次に、予算修正案部分を除く原案について採決を行った結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しましたので御報告いたします。

なお、当委員会で可決されました修正予算案は、お手元の席上に配付のとおりでございますので、修正案の内容につきましては、委員会における修正案提出者の提案理由の引用をもって説明をさせていただきます。

議案第47号「尾鷲市一般会計補正予算（第2号）の議決について」のうち、第4款衛生費、第2項清掃費、第3目塵芥処理施設費の工事請負費6,026万9,000円につきましては、清掃工場1号炉の側壁及び再燃室補修工事費として予算計上されているものであります。

本来、予算計上をするに当たっては、その内容を十分精査した上、確かな積算根拠をもって計上されるのが当然であります。今回の予算計上は、緊急を要する予算づけであったという執行部の説明は理解するものの、一業者からの見積額を何の精査もせずにそのまま予算計上し、かつ性能発注の随意契約を行おうとするものであります。

市は今年度から、市民的な反対がある中で、ごみの減量化、ごみ焼却場の延命、そして、経費の削減を目指して、議会の議決を経てごみ袋の有料化に踏み切ったことは周知の事実であります。そういったことから、特にごみ焼却場に関する予算につきましては、市民が納得できる、より透明性の高い予算執行でなければならないとも考えております。

市の財政状況が厳しい中、幾ら緊急といえども、一業者の見積額を予算計上する手法については、当委員会として当然容認できるものではなく、本工事請負費6,026万9,000円については、今回の補正予算から全額減額し、今後は、精査の上、改めて予算計上されるよう強く求めるものであります。

以上が、当委員会における修正予算案の提案理由でございます。

なお、修正予算部分以外の予算につきましては、特に、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第13目コミュニティセンター費の委託料1,173万2,000円については、九鬼、曾根の地区センターを兼ねたコミュニティーセンターの建設に伴う委託料であります。

この事業につきましては、平成23年3月に示されている尾鷲市公共施設耐震化に関する取組方針に基づき、現在老朽化をしておりますセンターの耐震整備を順次進めることについては、委員会として何ら異議を申すものではありませんが、その具体的な整備内容や計画の方向性が全くと言っていいほど議会に示されることなく、既に地区住民に対する説明会等を行い、かつ地区住民の皆様の理解のもとに補正予算化されたことは、甚だしい議会軽視であるとともに、委員会での建設的な議論の妨げになった行為は、岩田市政2期目のスタートに向けて、議会との対峙姿勢のあらわれがかいま見えたところであります。

また、住民の皆様の利活用や利便性、そして、漁村地域における土地利用の観点から、やむを得ず公共施設を津波予想浸水域に建設することは、輪内中学や早田コミュニティーセンターの建設の際にも、避難路の確保、あるいは住民の避難態勢意識の向上というソフト部分の対策についても、相当な議論がなされたところでした。

さらに岩田市長は、定例会の市政報告の中で命のまちづくりを標榜しているにもかかわらず、特に九鬼センターにかかわる避難路の確保についての説明は曖昧な部分があり、建設予定地についても、再度住民との協議を求める意見や避難路の確保と一体的な整備提案を求める意見が多く出され、審査が2日間に及んだところでありました。

このような委員会からの指摘に関して、今後この種の提案をされるに当たっては、議会審査をないがしろにすることなく、より丁寧で周到な準備を行い、しっかりとした予算説明を求める意見があったことを強く申し添えて、予算決算常任委員会の委員長報告とかえさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

議長（高村泰徳議員） 以上で各委員長の報告は終了いたしました。

これより各委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（高村泰徳議員） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ、討論の通告はございません。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（高村泰徳議員） ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

最初に、日程第3、議案第42号「尾鷲市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議長（高村泰徳議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第42号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第43号「選挙管理委員会及び議会等の要求により出頭した者等の実費弁償に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議長（高村泰徳議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第43号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第44号「尾鷲市立小学校及び中学校設置条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議長（高村泰徳議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第44号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第45号「尾鷲市立幼稚園条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議長（高村泰徳議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第４５号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第７、議案第４６号「尾鷲市水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議長（高村泰徳議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第４６号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第８、議案第４７号「平成２５年度尾鷲市一般会計補正予算（第２号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は修正可決であります。

まず、委員会の修正案について採決いたします。委員会の修正案に賛成の方は起立願います。

（ 起 立 全 員 ）

議長（高村泰徳議員） 起立全員。

起立全員であります。よって、委員会の修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決いたします。修正部分を除く部分を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 全 員 ）

議長（高村泰徳議員） 起立全員。

起立全員であります。よって、修正部分を除く部分は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第９、議案第４８号「職員の給与に関する条例の臨時特例を定める条例の制定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議長（高村泰徳議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第４８号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第１０、議案第５０号「工事請負契約について（宮之上小学校耐震整備に伴う改築工事）」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(高村泰徳議員) 起立全員。

起立全員であります。よって、議案第50号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第11、陳情第5号「尾鷲市民プール運営の継続に対する支援についての陳情の継続審査申し出について」を議題といたします。

生活文教常任委員会から、目下委員会において審査中の事件について、会議規則第110条の規定によって、お手元に配付いたしました申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

生活文教常任委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(高村泰徳議員) 御異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

ここで、市長より御挨拶がございます。

市長。

[市長(岩田昭人君)登壇]

市長(岩田昭人君) 平成25年第2回定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

去る7月10日の開会以来、御提案を申し上げました「尾鷲市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について」を初めとする各種重要案件につきましては、終始慎重に御審議をいただき、まことにありがとうございました。

今回の議案におきまして修正となりました議案第47号「平成25年度尾鷲市一般会計補正予算(第2号)の議決について」のうち、4款衛生費、2項清掃費、3目塵芥処理施設費、15節工事請負費につきましては、不十分な積算であったことを深く反省しております。精査の上、改めてその予算案を提案させていただきたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

また、議案全般にわたりさまざまな御指摘、御意見等をいただきました点につきましても、今後執行に当たり十分心してまいりたいと存じます。

今後とも御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（高村泰徳議員） 去る7月10日開会以来、長い間まことに御苦労さんでございました。

これをもって平成25年第2回定例会を閉会いたします。

〔閉会 午前11時01分〕

地方自治法第123条第2項の規定に基づき下に署名する。

尾鷲市議会議長

署名議員

署名議員